

業 務 等 質 問 書

提出日：令和5年7月31日

発注機関名	健康福祉政策課	公 告 日	令和5年7月21日
業 務 名 業務箇所名	社会福祉施設等価格高騰対策支援事業実施業務		
質 問 内 容	<p>【仕様書】</p> <p>① 本事業において専用WEBサイト開設の必要があるか。もしくは昨年同様に県のWEBサイトで周知する手法で良いか。</p> <p>② P2 (2) 電話での問合せ フリーダイヤル設置は必須となるか。</p> <p>③ P2 (5) 申請書類のうち・その他必要と認められる書類と記載があるが、どのような書類が想定されるのか。</p> <p>④ P3 (5) 申請書類の審査 ア一次審査 「・施設等の区分、定員数、許可病床数等に誤りがないこと」とあるが、施設等の区分、定員数、許可病床数など基本情報をリストとして県より事前に提供いただくとの認識で間違いはないか。</p> <p>⑤ P3 (4) 申請書類の受付 郵送申請の場合の郵送料は申請者負担という認識でよいか。また追跡可能な手段で送付を依頼するという事は申請要項の中に記載されているという認識でよいか。</p> <p>⑥ P3 (5) 申請書類の審査 前回の申請書は、誓約書にサインが必要で合ったが電子申請の場合、簡略化（サインなし）でも問題ないか</p> <p>⑦ P4 (6) 支払事務 決定通知は普通郵便でよいか。</p> <p>⑧ P3 (5) 申請書類の受付 前回の電子申請・郵送申請の割合はどれくらいか。</p> <p>⑨ P4 (6) 支払事務 振込み予定日（月回数）について目安はあるか。</p>		

回答日：令和5年8月3日

回	答
---	---

	<ul style="list-style-type: none"><li>① 必ずしも専用WEBサイトを開設する必要はありません。専用WEBサイトを開設しない場合は、県ホームページにおいて周知します。</li><li>② フリーダイヤル設置は必須ではありませんが、専用回線の設置は必須となります。</li><li>③ 特別高圧の契約を締結していることを証する書類（契約書又は請求書の写し）等を想定しております。</li><li>④ 基本情報については、事前に県からご提供します。</li><li>⑤ 郵送料は申請者負担となります。また、申請要項において、簡易郵便など郵便物の追跡が可能な手段での送付を依頼する旨を記載します。</li><li>⑥ 電子申請の場合のサインは不要です。</li><li>⑦ 普通郵便で構いません。</li><li>⑧ 電子申請が約6割、郵送申請が約4割となります。</li><li>⑨ 振込予定日は明確に決めていませんが、月に1回から2回を想定しております。</li></ul>
--	--